黄巾の亂前史

多田狷介

はじめに

本稿は、二世紀初頭からの小農民の流亡と反亂の經過をたどることに主として費される。[1] その上で、一八四年の黄巾の亂勃發の原因と亂の性格を考える。黄巾の亂が後漢帝國の倒壞に對して、ほぼ決定的な役割を果したと見られる以上、その性格や發生の原因を明らかにすることは、いかなる狀況と勢力が後漢帝國を倒壞させたかを考えることにつながるはずである。

一　一〇〇年ごろから一三〇年ごろ——後漢帝国下降期の第Ⅰ段階

後漢帝國の權力の中樞部＝宮廷における混亂の萠しは、四代和帝が八八年一〇歲で卽位し、竇太后が臨朝執政したころに求められよう。だが、和帝代までは、戶口統計は上昇傾向を堅持していた。處々に流民は發生しているものの、反亂というほどのものはなく、邊境の異民族の騷擾も大規模になる以前に鎭定されていた。後漢書和帝紀論は、

自中興以後、逮于永元（和帝）、雖頗有弛張、而俱存不擾、是以齊民歲增、闢土世廣。

といい、晉人皇甫謐も、

永平（後漢二代皇帝明帝）・建初（三代章帝）之際、天下無事、務在養民、迄于孝和、民戶滋殖。（續漢書郡國志一劉昭

注所引帝王世紀）

とのべている。ところが、五代殤帝が在位一年足らずで死んだあとをうけて、一〇六年に卽位した六代安帝のころになると、國內の矛盾は顯著になってくる。このことに關して後漢書列傳卷二八論は、

安・順以後、風威稍薄、寇攘滯橫、緣隙而生、剽人盜邑者、不闋時月、假署皇王者、蓋以十數、或託驗神道、或矯妄冕服。

といい、同じく後漢書陳忠傳は、

自帝（安帝）卽位以後、頻遭元二之戾、百姓流亡、盜賊並起、郡縣更相飾匿、莫肯糾發。

という。また地方のみならず、京師についても、後漢書橋玄傳によれば、

自安帝以後、法禁稍弛、京師劫質、不避豪貴。

というありさまであった。それ故、黃巾の亂前史として、一應安帝代ごろから考察をはじめるのは妥當なことであろう。

安帝代に入ってまっさきに起ったのは、涼州方面に居た羌人たちの反亂であった。かれらはすでに前代から「諸降羌布して郡縣に在り。皆、吏人・豪右の徭役する所と爲り、積するに愁怨を以てす」[8]という狀態に置かれていた。たまたま安帝の永初元年（一〇七）夏、帝國は西域を確保するために騎都尉王弘を遣した。王弘は「金城・隴西・漢陽の羌數百千騎」を徵發して西征の途についたが、道々さらに多數の羌人を徵發した。かり出された羌人たちは、前途の不安から、酒泉に至ると動搖し、軍團は分解[3]してしまった。これに對して帝國は、「諸郡各々兵を發して徼遮し、或いは其の廬落を覆す」という強壓的姿勢に出たが、ために羌人たちは一層追いつめられ、反亂は本格的なものとなった。それにしても、「歸附して既に久しく、復た器甲無し。或いは竹竿木枝を持ち、以て戈矛に代え、或いは板案を負い、以て楯と爲し、或いは銅鏡を執りて、以て兵に象る」と記されているのを見ると、まったく窮迫されての無計畫の反亂であった。鎭壓する帝國の側は「郡縣畏懦して制する能わず」、冬になって車騎將軍鄧騭・征西校尉任尙は「五營及び三河・三輔・汝南・南陽・潁川

・太原・上黨の兵、合して五萬人を將い、漢陽に屯」したが、翌年に至って大敗を喫した。この結果武都・上郡・西河の諸種羌人は、東は趙・魏、南は漢中に侵入し、さらに三輔を寇鈔した。一〇九年になると、烏桓・南匈奴・鮮卑も北邊の諸郡を騷擾し、翌年には南匈奴は常山國まで侵寇したが、羌人平定の方も依然として進まず、ついに、當時大將軍の位に昇って朝政を專らにしていた鄧騭は、「軍役方費、事相い贍らざるを以て、涼州を棄て、力を北邊に并せんと欲」したほどであった。これは三輔が直ちに邊境になることを意味し、その危險さから實行はされなかった。それにしてもこのような案が檢討されるほど後漢帝國の力は弱まっていたのである。羌人たちはさらに一一一年には河東・河内まで侵寇するありさまで、その後も容易に平定できず、どうやら鎭靜をみたのは順帝末の建康元年（一四四）に至ってであった。[5]

一〇七年に起った降羌の反亂が容易に鎭定できず、このように大規模になった原因は後漢帝國の軍事組織上の缺陷だけによるものではない。これ以前にも邊境諸族の小規模な騷動は時おり發生していたのだから、なぜにこの時點に至って「竹竿木枝を以て戈矛に代え」たというような反亂がこれほど擴大してしまったのかを考えねばならない。

永初初年、羌人の反亂が起った前後ごろから國内はしばしば水旱の災害に見舞われつづけた。『後漢書本紀・列傳』・『續漢書五行志』・『續漢書五行志注所引古今注』によって年代順にその發生狀況をみてみよう。[6]

和帝代八九　七月郡國九大水傷稼（五行志）、九〇　郡國十四旱（古今注）、九四　秋京都旱（五行志）、九八　五月京師大水（和帝紀）・十月五州雨水（同上）・淫雨傷稼（五行志）、一〇〇　六月潁川大水傷稼（五行志）、一〇一　淫雨傷稼（五行志）、一〇二　淫雨傷稼（五行志）、一〇三　淫雨傷稼（五行志）・丹陽郡國二十二並旱（古今注）、一〇四　二月己未詔兗豫徐冀四州比年雨多傷稼禁沽酒（和帝紀）・秋七月旱（同上）

殤帝代一〇六　六月郡國三十七大水傷稼（殤帝紀）

安帝代一〇六　九月六州大水（安帝紀）・十月四州大水（同上）、一〇七　郡國四十一水出漂沒民人（五行志）・郡國八旱（古今注）、一〇八　五月旱（安帝紀）・六月京師及郡國四十大水（同上）、一〇九　京師及郡國四十一雨水雹并涼二州

大飢人相食（安帝紀）・郡國八旱（古今注）、一一〇　三郡大水（安帝紀）・郡國十淫雨傷稼（五行志）・夏旱（古今注）、一一一　郡國八雨水（安帝紀）・夏旱（古今注）、一一二　五月旱（安帝紀）、一一三　夏旱（五行志）、一一四　京師及郡國五旱蝗（安帝紀）、一一五　五月京師旱（安帝紀）、一一六　四月京師旱（安帝紀）、一一八　三月京師及郡國五旱（安帝紀）、一一九　五月京師旱（安帝紀）、一二一　京都及郡國二十九淫雨傷稼是時羌反久未平百姓屯戍不解愁苦（五行志）・郡國四旱（古今注）、一二二　京師及郡國二十七雨水（安帝紀）・郡國五旱傷稼（古今注）、一二三　郡國五連雨傷稼（五行志）、一二四　郡國三十六雨水（安帝紀）

順帝代一二六　詔以疫癘水潦令人半輸今年田租傷害什四以上勿收責不滿者以實除之（順帝紀）、一二七　三月旱（順帝紀）、一二八　六月旱（順帝紀）、一二九　司隸荊豫兗冀部淫雨傷稼（五行志）、一三〇　四月京師旱（順帝紀）、一三一　冀州淫雨傷稼（五行志）、一三二　二月京師旱（順帝紀）、一三三　六月旱（順帝紀）、一三四　河南三輔大旱五穀災傷（周舉傳）、一三五　二月自去冬旱至于是月（順帝紀）、一三六　夏洛陽暴水殺千餘人（楊厚傳）、一三九　八月太原郡旱民庶流冗（順帝紀）

以上の水旱災にさらに蝗害もしばしば加った。これら各年の災害がどこで起ったかは必ずしも記されていない。すなわち、「河南」、「三輔」、「京師」、「司隸」、「荊」、「豫」、「太原」などと記されている例もあるが、被災の郡國の數を記すだけか、または「六月旱」というようにまったく地域に言及しない例も多い。しかしながら貧民・飢民・流民の發生地域から考えると、和帝代からはじまって安帝一代から順帝代に及んだ連續する自然災害は、廣大な平野が耕地化され、人口密度の高い部分の多かった黄河下流域＝關東地區に最も大きな打擊を與えたことがわかる。この地區が大きな被害をうけたことは、對羌戰遂行の經濟的基盤をあやふやなものにした。またそれにもかかわらず對羌戰を放棄することはできず、戰爭は繼續されたから、そのことは自然災害とあいまって、ますます經濟的基礎である關東地區の農民たちを窮乏させていった。それにしても、根本的には羌人の反亂の大規模化は、後漢社會を崩壞させていった原因ではなく、大量の小農民の

破産によって崩壊しつつある社會を背景にした帝國權力では、羌人の反亂を早期に鎭壓することが不可能だったのだとみるべきであろう。

永初二年（一〇八）に御史中丞樊準は「連年水旱災異、郡國多く飢困を被る」をもって、

伏見、被災之郡、百姓凋殘、恐非賑給所能勝贍、雖有其名、終無其實、可依征和元年故事、遣使持節慰安、尤困乏者、徙置荊・揚孰郡、既省轉運之費、且令百姓各安其所、今雖有西屯之役、宜先東州之急、如遣使者與二千石、隨事消息、悉留富人、守其舊土、轉尤貧者、過所衣食、誠父母之計也。（後漢書樊準傳）

と上言している。この上言により、樊準と議郎呂倉は守光祿大夫に擢用され、準は冀州に、倉は兗州に使した。準についてはさらに「部に到り、倉を開きて稟食し、生業を慰安す。流人咸な蘇息するを得」という。この樊準の上言からも、關東地區における大量の破産農民の發生が、對羌戰遂行の上で足かせになっていることがわかる。この前後の狀況をみると永初元年（一〇七）正月には「司隸・兗・豫・徐・冀・并州の貧民に稟」[7]し、六月には「揚州五郡の租米を調して、東郡（兗州に屬す）・濟陰（兗州）・陳留（兗州）・梁國（豫州）・下邳（徐州）・山陽（兗州）に贍給」[8]し、翌二年正月には「河南（司隸）・下邳・東萊（青州）・河內（司隸）の貧民に稟」[9]し、さらに前述の樊準・呂倉の冀・兗二州への派遣が行なわれ、七月の詔では「朕不德を以て大業を遵奉す。而して陰陽差越、變異並び見（あらわ）れ、萬民飢流し、羌貊叛戾す」[10]と述べざるを得ない狀況であり、また十月には「濟陰・山陽・玄菟（幽州）の貧民に稟」[11]し、十二月には「東郡・鉅鹿（冀州）・廣陽（幽州）・安定（涼州）・定襄（并州）・沛國（豫州）の貧民に稟」[12]している。安帝代豫州刺史をつとめた鐔顯に關連して「時に天下飢荒し、競いて盜賊と爲る。州界收捕すること且（まさ）に萬餘人」[13]という。また後述の一一〇年の朝歌の賊の平定に關して、朝歌長虞詡は「朝歌は韓・魏之郊、大行を背にして黃河に臨み、敖倉を去ること百里、而して青・冀之人、流亡數萬、賊、倉を開きて衆を招き、庫兵を劫して城皐を守り、天下の右臂を斷つを知らず。此れ憂うるに足らざらんや」[14]とのべているから、一一〇年當時、數萬の流民が青・冀兩州に發生していたことがわかる。安帝末年においても延光三年

（一二四）六月には「侍御史を遣して青・冀二州の災害を分行し、盗賊を督錄す」[15]といい、順帝代に入っても永建二年（一二七）には「荊・豫・兗・冀四州の流冗の貧人に稟貸」[16]し、永建六年（一三一）十一月の詔では「連年災潦、冀部尤も甚し。比りに實傷を蠲除し、窮匱を贍恤するも、而れども百姓猶業を棄てる有るがごとく、流亡絶えず」[17]という。

このような貧民・飢民・流民の發生地域のうち、北邊の涼州・并州・幽州三州は、ほとんどの郡が人口密度は一平方キロ當り五人以下であり、一人以下という郡も多い。[18]さきに見た羌人の反亂について言えたと同様に、關東地區[19]が安定していたならば、北邊三州の賑恤もある程度容易であったろう。[20]問題は冀州・兗州を中心として西は司隸東部の河内・河南、東は青州・徐州、南は豫州にかかる黄河下流域の平野部に貧民・飢民・流民が多發し、この地域が帝國の經濟的基礎としての役割を果せず、南隣の江淮地區の負擔を強化させる存在に轉落してしまったことである。

多發する貧民・飢民・流民のうちには、聚集して積極的に攻擊行動をとる者も出てくる。こうなると正史には「賊」と記されることになるが、安帝代では、發生年代・場所・指導的人物など、ないしはそのいずれかが判明するものは四件である。すなわち、

(1) 一〇八　劇賊畢豪ら青州平原界に入り、縣令と戰い、最後は東郡太守に捕得さる（後漢書劉茂傳）

(2) 一〇九　海賊張伯路ら三千餘人、將軍を自稱し、濱海の九郡を寇し、一一〇年には平原の劉文河ら三百餘人と合して高唐に入って官衙を燒き、囚徒を解放。一部はさらに遼東に入り、一一一年に至り平定さる（後漢書安帝紀・同法雄傳）

(3) 一一〇　朝歌（河内郡）の賊寧季ら數千人、長吏を攻殺し、歷年屯聚していたが、朝歌長虞詡により平定さる（後漢書虞詡傳）

(4) 一一一　漢陽の杜琦・王信ら反し、先零諸種羌と上邽城を攻めるも、翌年平定さる（後漢書安帝紀・同西羌傳）

これら四件のうち、(4)は涼州であって關東地區ではない。(1)・(2)は華北平野東端沿海部でおこり、(3)は西端部中央高地に

隣接する地域でおこったものである。この兩端にはさまれた廣大な平野部では「賊」とは記されないが、大量の流民・飢民・貧民が生み出されていたことは既にみた。

右にみてきたように、後漢帝國の下降期の第Ⅰ段階は、羌人の反亂によって強化された關東地區における大量の小農民の破產によるものである。この直接的原因は、和帝末年ごろからの連年の天候不順であった。しかしながら、和帝代から崩し、安帝代に本格化した自然災害の多發は單に天候の異變のみに歸すべきものではないとみられる。天候の異變は國家構造・社會構造を通して農業生產上の災害として歸結してくるものであろう。それ故、つぎに古代專制國家としての後漢帝國の構造と關東地區の農業について極めて大まかな見通しをのべることにする。

後漢帝國の基本構造は皇帝による小農民の個別人頭支配にあり、その點前漢帝國と性格を同じくする。豪族はこの基本構造に依據しつつ成長してきた。かれらといえども、皇帝によって體現されている專制國家が、廣汎な小農民からの租稅徵收や徭役勞働編成によって行う、大規模な治水灌漑工事・年ごと地域ごとに偏差をもってあらわれる凶荒のさいの賑恤・異民族の侵入掠奪の阻止などの機能を全體として肩代りすることはできず、皇帝權力の機能に賴らざるを得なかった。だから、豪族はその發展の過程において小農民を直線的に沒落させて自己の經營內に隸屬させてしまうことはできず、かれらを鄕里社會の構成主體・國家の公民としたままで、假作・傭作・借貸などの關係を通して支配する經營形態をとった。[21] これによって沒落しつつある小農民は國家と豪族の二重の收奪を被むる存在となり、かれらの絕對的窮乏化は進行したから、いずれは國家の公民としての負擔能力を失わざるを得ない。假作・傭作・借貸などはかれらの破產を一段階さきへ延期したにすぎなかったということになる。安帝代における關東地區の大量の流民・飢民・貧民さらには賊の發生は、右にのべた小農民に對する二重の支配が、この地區において一定の限界に直面したことを意味する。すなわち、豪族の成長はますます多くの小農民を二重支配のわく內にくり込むが、それによって公民としての國家からの要請に答えられる能

力をもった小農民は減少してゆく。國家は全領域的な規模で共同體的機能を果すだけの人的・物的資源を確保できなくなった。このことは豪族經營の進展がもたらした結果なのだが、豪族は自らが招いた結果に束縛され、ますます、上位の共同體としての國家にも、下位の共同體としての鄉里にも依據することができなくなり、その經營は一段と私的色彩をつよめる。すなわち、分解が進行している鄉里社會の構成に賴っては經營をすすめることができず、從來の假作・傭作民を可能なかぎり、自己經營內に隸屬させて一圓的支配を強化せざるを得なくなる。[29] このようにして豪族支配下の隸屬民が多くなれば、それだけ皇帝權力は弱まり、皇帝權力が果していた全領域的規模での勸農機能も後退せざるを得ない。しかも一圓的支配を強化した豪族の經營はその分だけ從來の皇帝權力の機能を肩代りできるわけではない。すなわち、從來は小農民を主體として構成されていた下部小共同體としての鄉里と、上位の共同體としての國家との相乘的効果によって維持されていたかなりの農耕地が、豪族の私的經營一本では維持できなくなったと考えられるからである。その結果、沒落小農民のかなりの部分が、豪族經營內に隸屬民としてとり込まれることなく、農業生產の過程から放逐されてしまうことにもなる。以上のように考えるならば、安帝代における異民族の反亂を平定することの困難さ・連續する自然災害・破產農民の增加は、いずれも根本的には豪族經營の進展がもたらした上位の共同體としての國家の機能の弱化の結果であるといえよう。

後漢代の郡國別人口密度を見ると、一平方キロあたり五〇人をこえるものは蜀郡一つを除いてすべて關東地區に屬する。[30] 關東の郡國の大半は五〇人をこえ、そのうちでも東平・彭城・潁川・陳國は一〇〇人をこえ、淸河・任城は一五〇人をこえる。秦代・前漢代は、後漢代と異って關中が首都と大人口を擁し、每年關東から莫大な粟が關中へ遭運された。關東地區のうちでも西端の中央高地寄りの地域や泰山山塊の周邊部などは山地からの小河川や比較的高水位の地下水を利用して春秋以前から小規模な灌漑農耕が行なわれていたらしい。[31] 戰國期においても、關東地區は西方の秦に比べて高い水利技術を保有していたが、戰國から秦・漢と、專制權力の確立につれて、この地區により大規模な水利灌漑施設が造成さ

れ、灌漑田の面積も増加し、點在していた古くからの小面積の灌漑田の多くもより大きな灌漑施設の中にくみ込まれていったと見られる。水利灌漑による土地生産力の増大が人口増加を可能にしたし、また小農民相互の間に分解をひき起し、假作・傭作による高收奪の豪族經營を發展させたのであろう。漢代に豪族の多い土地として有名な河内・河南・潁川・趙・魏・泰山はいずれもさきにのべた山地に隣接する地域に屬するか、ないしはそのような地域を含むが、それより下った鉅鹿・清河・陳留・山陽・東郡・汝南などにも豪族の存在を認めることができる。さらに前引の永初二年の樊準・呂倉の冀・兗二州への分行にさきだつ樊準の上言は、二州の急を救うために「悉く富人を留め、其の舊土を守らせ、尤も貧なる者を轉ずる」策を出し、しかも前段で「尤も困乏せる者を徙して荊・揚の孰（熟）郡に置く」べしとしている。このことは、連年の水旱災異といっても、冀・兗兩州全體に貧者と富者の雙方が存在したことを示すし、富者とは豪族と異るものではなかろう。そうして徙民對象となった「尤も貧なる者」とは、豪族の成長につれて、地域の農業過程から疎外されてしまった存在と考えられる。豪族は鄕里社會の共同體機能を弱化させ、その結果として地域の耐災能力は弱まり、そのことがさらに破産農民を生み出してゆく。後漢帝國にはもはやこの豪族を強權によって抑壓する力はなく、破産農民をまださほど混亂していない江淮地區に投入するという消極策しか實行できず、總體としての關東地區の農業は流民、飢民を切り棄てつつその規模を縮少することによって暫時の安定を得る。

以上によって、關東地區における流民、飢民の發生が豪族の私的經營の深化に起因するという私見をのべえた。本筋はこれにつきるが、なお若干附言する。關東地區のうちでも、山東半島の沿海部は史料からうかがうと、豪族があまり存在しないようである。また人口密度の點からみると、前漢の東萊・膠東・琅邪・泰山、後漢の東萊・琅邪・泰山・東海は毎平方キロ五〇～二〇人であり、西側の關東地區の中心部と比べて低くなっている。これらのことから、泰山山地以東の地は、河川や地形の關係で、水利灌漑が發展しにくく、夏期の降雨にのみ頼る割合が大きかったのではないかとみられる。そのため總じてこの地域の土地生産力は低く、流民・飢民も、地域における豪族經營の發展というモメント以前に、氣象

條件（とくに降水量不足）と國家の過重收奪による耐災能力の低下によって直接的に發生する傾向が強かったとみられる。たとえば、前漢末、青、徐を中心におこった赤眉の渠帥の一人力子都（徐州東海の人）について、漢書王莽傳は、天鳳六年（一九）の條に「是の時、關東饑旱數年、力子都等の黨衆溽く多し」というし、それよりも前、平帝の元始二年（一）にも「郡國大いに旱蝗、青州尤も甚しく、民流亡す」といい、炎旱の害が青州にきびしく現れることがうかがえる。また桓帝代、延熹九年（一六六）の第一次黨錮のさいの陳蕃の上疏に「青・徐炎旱す。五穀損傷し、民物流遷し、茹菽足らず」という。ところが、黄巾の亂の發生以後になると「時に黄巾の群盜處處に飈起す。而れども青部殷實、軍革尚多し」、「是の時徐方（徐州）の百姓殷盛、穀實甚だ豐なり」という記述がみえる。これらは、氣象條件の好調と黄巾の亂によって後漢帝國の小農民に對する支配力が弱まったことによると考えられる。すなわち、青州・徐州の地のかなりの部分は、專制國家の水利面における共同體機能の働く餘地が少なく、關東地區中心部ほどには豪族とその隷屬民に分解するに至る高い土地生產力は保障されておらず、個々の小農民は再生產のための必要部分にくい込むほどの國家による收奪をうけており、このことが安帝代以降、黄巾の亂發生までの時期、この地に流民、飢民が多發する要因になっていたとみられる。

二　一三〇年代から一六〇年ごろ——後漢帝國下降期の第Ⅱ段階

第Ⅰ段階は、後漢社會の矛盾が淮河以北の關東地區に集中的にあらわれた時期であった。これからのべる第Ⅱ段階とは「海賊」曾旌（續漢書天文志中では曾於）らが會稽の諸縣を攻燒し、また「揚州六郡の妖賊」章何らが四十九縣を寇して、長吏を殺傷するという事件の起った順帝の陽嘉元年（一三二）から、桓帝の延熹五年（一六二）「長沙・零陵の賊」が起るまでを目安として設定したものである。後漢社會の混亂が江淮地區にまで及んできたことがこの段階の特色である。以下にまず、この時期の反亂を簡單に列記する。

(5) 一三二　會稽に海賊曾旌（曾於）ら起る（後漢書順帝紀・續漢書天文志中）

(6) 一三二　揚州六郡の妖賊章何ら四十九縣を寇し、句章・鄞・鄮三縣長を殺す（後漢書順帝紀・續漢書天文志中）

(7) 一三四　益州の盜賊、令長を劫質し列侯を殺す（後漢書順帝紀）

(8) 一三七　江夏の盜賊、邾長を殺す（後漢書順帝紀）

(9) 一三八　九江の賊蔡伯ら數百人、廣陵・九江を攻め、城郭を燒き、江都長を殺す（後漢書順帝紀・續漢書天文志中）

(10) 一三八　吳郡丞羊珍反し、郡府を攻む（後漢書順帝紀・續漢書天文志中）

(11) 一四一㊀　九江の賊范容・周生ら歷陽に屯據して反し、一四四年に至り平定さる（後漢書滕撫傳・同順帝紀・同沖帝紀・續漢書天文志中）

(12) 一四一　陰陵の人徐鳳・馬勉ら當塗縣馬丘聚に反し、郡縣を寇す。一四五年平定さる（後漢書滕撫傳・續漢書郡國志九江郡の條・同天文志中・後漢書沖帝紀）

(13) 一四一㊁　永和中荊州に盜賊起り、彌年定まらなかったが、荊州刺史李固は賊帥夏密ら六百餘人を歸附さす（後漢書李固傳・資治通鑑漢紀順帝永和六年の條）

(14) 一四一　泰山太守となった李固は歷年屯聚していた盜賊を招誘（後漢書李固傳）

(15) 一四二　十餘年間揚・徐の間を寇亂した廣陵の賊張嬰ら數萬人、廣陵太守張綱に降る。だが一四五年復た起り、堂邑・江都の長を攻殺（後漢書順帝紀・同質帝紀・同張綱傳・同滕撫傳）

(16) 一四四　南郡・江夏の盜賊城邑を寇掠（後漢書順帝紀）

(17) 一四四　群盜憲陵に發す（後漢書沖帝紀）

(18) 一四一～一四四㊂　巴郡の人服直、數百人の黨を聚めて天王と自稱（後漢書种暠傳）

(19) 一四五　丹陽の賊陸宮ら城を圍み亭寺を燒く。太守之を討つ（後漢書質帝紀）

(20) 一四五　廬江の盗賊、尋陽・盱台を攻む（後漢書質帝紀）
(21) 一四五　歴陽の賊華孟、黒帝と稱し、九江太守を攻殺。滕撫に討たる（後漢書質帝紀・同滕撫傳）
(22) 一四七　陳留の盗賊李堅、皇帝を自稱し誅に伏す（後漢書桓帝紀）
(23) 一四七　甘陵の人劉文と南郡の妖賊劉鮪は清河相を劫して王宮に至り、清河王蒜を皇帝に擁立しようとしたが、誅さる（後漢書清河孝王慶傳・同李固傳）
(24) 一四八　長平の陳景、黄帝の子と自稱し官屬を署置、南頓の管伯は眞人と自稱、ともに兵を擧げんとしたが誅に伏す（後漢書桓帝紀）
(25) 一五〇　扶風の妖賊裴優、皇帝を自稱し誅に伏す（後漢書桓帝紀）
(26) 一五四　蜀郡の李伯、宗室を詐稱し、立ちて太初皇帝たらんとしたが誅さる（後漢書桓帝紀）
(27) 一五四　泰山・琅邪の賊公孫擧・東郭寶ら三萬人郡縣を破壞。一五六年平定さる（後漢書桓帝紀・同段熲傳・同度尚傳・同韓韶傳）
(28) 一六〇　泰山・琅邪の賊勞丙ら復た反し、百姓を寇掠す（後漢書桓帝紀・同趙彥傳）
(29) 一六〇　泰山の賊叔孫無忌、都尉を攻殺し、中郎將宗資に討たる（後漢書桓帝紀・同皇甫規傳・同第五種傳・同趙彥傳）
(30) 一六一　南陽の黄武と襄城の惠得・昆陽の樂季、妖言相い署し、皆な誅に伏す（後漢書桓帝紀）

以上二六件。このうち(11)と(12)には連繫行動があったと見られるし、(27)・(28)・(29)はあるいは一連の活動だったかもしれないし、(15)は二件に數えることもできる。また當然のことながら反亂期間、參加人員等規模もまちまちである。しかしながら一應この二六件という數え方を認めた上で論旨を進める。

江淮地區に起ったものは(5)・(6)・(8)・(9)・(10)・(11)・(12)・(13)・(15)・(16)・(19)・(20)・(21)の一三件で、全體の半ばを占め、時期

は第Ⅱ段階も前半に集中している。つぎに徐州北部の琅邪郡・兗州西部の泰山郡＝泰山・琅邪地區の反亂は(14)・(27)・(28)・(29)の四件であり、うち三件は第Ⅱ段階の後半に起っている。これら第Ⅱ段階の江淮地區・泰山琅邪地區の反亂は規模が大きく、明らかに農民反亂とみられるものが多い。のこり九件の地域的内譯は、益州三件（(7)・(18)・(26)）、冀州（清河）一件（(23)）、兗州（陳留）一件（(22)）、豫州（汝南と潁川）二件（(24)・(30)[41]）、司隸（洛陽と三輔）二件（(17)・(25)）である。内容的には(7)・(17)・(22)が「盜賊」・「群盜」と記されている。これは破產農民に出自したと考えてよいだろう。(18)・(22)・(23)・(24)・(25)・(26)はそれぞれ天王・皇帝・黃帝の子・眞人と自稱したり、皇帝擁立を計ったり、宗室を詐稱したりしたもの。うち(22)は盜賊でもあったが、のこり五例はどの程度の、いかなる人々の直接的支持があったのかわからない。また(30)の妖言の内容も不明である。おおむねこの時期の反亂は江淮地區と泰山・琅邪地區に頻發し、規模も大きく、その他の地域は件數も少なく、散發的で、規模も小さかったといえる。

第Ⅰ段階では關東地區が後漢社會の矛盾の集中的發現の場であった。それでは何故に第Ⅱ段階に至ると、江淮地區にまで混亂が擴大するのであろうか。前一世紀、司馬遷はこの地について次のようにのべている。

楚・越之地、地廣人希、飯稻羹魚、或火耕而水耨、果隋蠃蛤、不待賈而足、地埶饒食、無飢饉之患、以故皆巢偷生、無積聚而多貧、是故江・淮以南、無凍餓之人、亦無千金之家。（史記貨殖傳）

もちろんそれ以後開發が進められ、後漢代もとくに前半においては、多くの地方官が江淮地區以南の地において、率先して陂の造營・復修を行ない、先進農業技術の敎授に務め、墾田の增加に成果をあげている。[42] 南陽郡・汝南郡は豪族の多い土地として有名であったし、また二世紀末の話であるが、孫權に仕えた淮陰の人步隲は、廣陵の人衞旌とともに江東に移住し「俱に瓜を種するを以て自給」[43]したが、ときに「會稽の焦征羌、郡之豪族にして人客放縱なり。隲と旌、其の地を食むを求むるも、侵す所と爲るを懼る。乃ち共に刺を脩め瓜を奉じて、以て征羌に獻ず」[44]といい、會稽郡にも豪族を認めることができる。さらに(12)の平定に關しては「下邳の人謝安、募に應じて其の宗親を率いて、伏を設けて鳳(徐鳳)を擊ちて

之を斬る」[15]というが、謝安は豪族であったかとも思える。商業については、王充の祖先は前漢末、會稽において商販を業としたという[16]し、後漢後半では、孫堅若年のこととして「年十七、父と共に船に載りて錢塘に至る。會〻海賊胡玉等、匏里從り上りて賈人の財物を掠取し、方に岸上に於て之を分つ」[17]という記述もある。このように見てくると、史記貨殖傳に描かれた江淮以南の狀況を固定して考えるのは誤りであるといえる。

だがそれにもかかわらず農業生産の面では關東地區の農業生産力に劣る一年休閑直播稻作の「火耕水耨」[18]の段階にあったし、陂の造營による耕地の安定化も全體からすればまだ限られた部分にすぎなかったと見られる。この地區において豪族は陂の造營による耕地の安定化を前提として、ないし安定化と平行しつつ成立してきたと考えられる。[19]開發の比較的進んでいた南陽、汝南などは豪族も多く存在したが、この地區全體としてみると、豪族が一般的に成立していたとはいえない。それ故、この地區の農民反亂の指導者には、鄉里において豪族への成長指向を示しつつも、豪族化する以前の段階において加重された國家收奪に耐えきれず、鄉里の成員を率いて蜂起したという場合もあったと推測される。またさらに、豪族が存在し、その經營が私的色彩を深化させていた場合でも、この地區の灌漑施設の主流は陂にあり、北方の渠に比べれば、個別的に、小さな勞働力編成で維持できる傾向にあったから〝豪族經營の發展→下位小共同體の瓦解→水利灌漑機構の荒廢・縮少→大量の小農民の生産過程からの放逐〟という經過は、關東地區におけるほどにはドラスチックには起らなかったと考えられる。すなわち、小農民が沒落し、共同體が破壞されても、沒落小農民を隸屬民化した豪族の私的經營の力量内で、小規模の水利灌漑施設が維持しやすく、關東地區ほどには全體として農業が縮少再生産の過程に轉落してしまうということはなかったと見られる。[20]以上やや煩瑣になったが、江淮地區混亂の要因は、第Ⅰ段階の關東地區の混亂の場合とは異なり、一義的に豪族經營の發展に歸すことはできないという點を指摘したいのである。

それでは江淮地區混亂の要因は何なのか。第Ⅰ段階における關東地區の混亂によって生じた負擔が、隣接する開發途上の江淮地區に轉化され、比較的低生産力水準にあるこの地區の小農民に對する國家收奪が加重されたことにあると見るほ

かあるまい。すでにはやくも、永初元年（一〇七）に、

（九月癸酉）調揚州五郡租米〔（章注）五郡謂九江・丹陽・廬江・吳郡・豫章也、揚州領六郡、會稽最遠、蓋不調也〕、贍給東郡・濟陰・陳留・梁國・下邳・山陽。（後漢書安帝紀）

という記事が見える。被災地や貧民に對する「稟」・「稟貸」・「稟給」等の記事はめずらしいものではない。しかし特定の地域名を擧げて、「甲地の租米を調して、乙地に給す」という形の記載は後漢書本紀ではこれが初見である。[31] 漢代、水旱災や大量の窮民發生のさいには、皇帝の命によって郡・國が官倉を開いて食糧の支給・貸出しを行ったが、[32] 關東地區の混亂は、現地における貯藏分だけでは間に合わず、より低生產力水準にあった江淮地區の租米の搬入を必要とするほどだったのである。このことは、江淮地區自體の耐災能力を弱めるとともに、租米の運送等の面でも一層の負擔を負うことになったと見られる。前節で引いた樊準の上言はこの翌年のことであるが、もう一度それを見ると、かれは「尤も困乏せる者を徙して荊・揚の孰（熟）郡に置く。既にして轉運之費を省き、且つ百姓をして各々其の所に安んぜしむ」と述べている。これは江淮地區からの賑給米の搬入が農民の大きな負擔になったことと照應している。この負擔をなくすために、關東地區の破產農民を荊・揚の熟郡へ徙せと上言するのであるが、そのとおり政策として實行されたかどうかは問わなくても、事實上、大量の破產農民が江淮地區へと南下していたであろう。このこともまた江淮地區の負擔を增すものであった。さらに永初七年（一一三）には、

九月、調零陵・桂陽・丹陽・豫章・會稽租米、賑給南陽・廣陵・下邳・彭城・山陽・廬江・九江飢民。（後漢書安帝紀）

というが、これを永初元年（一〇七）の際と比較すると、租米搬出地、被賑給地雙方ともやや南下の傾向にあるのが興味深い。廬江・九江は永初元年には租米搬出地であったのが、永初七年には被賑給地になっている。もっともその一方で、右に引いた記事は「又濱水の縣の穀を調し、敖倉に輸す」とつづけており、章注所引の東觀記は「濱水の縣彭城・廣陽・廬江・九江の穀九十萬斛を敖倉に送る」としている。そうすると廬江・九江は一方でより南方諸郡からの賑給をうけつ

つ、他方水運の利ある地域は穀を敖倉に送らされていることになる。敖倉は平常ならば、關東地區中心部からの送穀を基本にしていたと考えられるから、淮河の南岸に位置する九江・廬江や幽州廣陽國からまで穀を送らせるのは、それだけ關東地區の農業生産の衰退を物語る。九江・廬江は一方で飢民の存在が明記されているにもかかわらず、關東地區の農業の混亂のしわよせを被らねばならぬ事態が右によって明らかである。

一三〇年代から一四〇年代にかけての江淮地區における反亂の續發は、右にみたこの地區の小農民からの國家收奪が一定の限界につき當ったことを意味しよう。(15)の廣陵の賊張嬰は太守張綱に對して「荒裔の愚人、自ら朝廷に通ずる能わず。侵枉に堪えず、遂に復た相い聚りて生を偷む」と蜂起の理由を述べている。張綱もまた「前後二千石多く貪暴を肆にす。故に公（張嬰を指す）等の懷憤して相い聚るを致す。二千石信に罪有るなり」と自認している。張綱の自認は、地方官の個人的恣意的な農民からの收奪という意味をこえて、關東地區の混亂による江淮地區の負擔增という全體的な事態があったからこそだと考えられる。

張嬰らの場合は、地方官を通しての國家收奪に耐えきれず「相い聚りて生を偷む」といい、後漢帝國との對決・その否定という側面が明確には意識されていなかった。しかし、第II段階において、混亂が關東地區のみならず、江淮地區にまでひろがったことは、後漢帝國の上位共同體としての力量と權威の破產、單なる收奪機構への轉落をはっきりさせた。それ故、諸反亂のうちには、自覺的に後漢帝國とその皇帝を拒否し、自分たちの手で共同體機能を回復した國家を再建しようと意圖するものも多くなった。これらは五行思想や初期道敎の敎義などを何ほどか身につけたイデオローグ・指導者によって率いられるのが通例であった。このようなイデオローグ・指導者が「妖巫」「妖賊」と呼ばれるものの實態であったと考えられる。「妖巫」「妖賊」は史料上、前漢にはほとんどあらわれず、後漢初にややあらわれ、後漢中期、それも順帝以後、すなわち本稿でいう第II段階に入って激增してくる。(6)はその一例、「妖賊」章何に率いられた農民反亂とみられるが、ほかにも「妖賊」の語はなくても(12)の「皮冠黃衣し、玉印を帶び、黃帝と稱し、營を當塗山中に築く。乃ち年

號を建て、百官を置く」[29]という馬勉指導の例などは典型的なものといえる。このような妖賊イデオローグと沒落小農民の結合による反亂の大規模なものが黄巾の亂であった。黄巾の亂の規模の大きさは、太平道といわれた張角の教義の内容そのものが、他の妖巫・妖賊のそれよりも多數の沒落小農民に對して普遍性をもっていた點[30]と、より根本的には、次節でみるように第Ⅲ段階長江中流以南の地區でもまた反亂が多發し、關東地區・江淮地區における矛盾がより一層尖鋭なものになっていたことに依るであろう。なお、(23)・(24)・(25)・(26)・(30)や第Ⅲ段階の(35)・(36)など沒落小農民との結びつきが確認できないものがある。これらの多くはイデオローグのみが農民と結びつくことなく行動を起した事例であったと見られるが、それもまた後漢帝國の全般的危機の深化の反映ではある。

(14)・(27)・(28)・(29)は關東地區の東端泰山・琅邪地區で起った反亂である。この地區が流民・窮民を生じやすいことについてはすでに前節末尾で說いた。また泰山郡は泰山山塊の山脚部の豪族經營の發展した地域も有しているが、このようなところでは豪族の私的經營の深化が共同體を破壞し、それによって農業生產の過程から放逐された流民を生む。以上の狀況は第Ⅰ段階以來のものであったが、第Ⅱ段階に入ると、泰山山塊の險阻に依って「賊」となったものが四例あらわれる。[31]また(27)の泰山・琅邪の賊公孫擧・東郭寶ら三萬人が活動する前年には平野部で大水害があり、數十萬戶が流民と化していた。後漢書桓帝紀はこれについて永興元年（一五三）「秋七月、郡國三十二蝗。河水溢す。百姓飢窮し、道路に流冗し、數十萬戶有るに至る。冀州尤も甚し」[32]という。このように見てくると、第Ⅰ段階において矛盾が集中的にあらわれた關東地區は、江淮地區に混亂が波及した第Ⅱ段階といえども平靜になったわけではないことがわかる。

三　一六〇年代から一八四年まで——後漢帝國下降期の第Ⅲ段階

この時期は長江中流域以南＝江南地區[33]にも農民反亂が續發したことを特色とする。まずこの期間の反亂を列擧する。

(31)一六二　長沙・零陵の賊七八千人、將軍を自稱し、桂陽・蒼梧・南海・交趾にまで入る（後漢書桓帝紀・同度尙傳）

(32) 一六二　(31)を平定するために應募した豫章艾縣の人六百餘人、賞を得ないのを怨み反亂。一六四年に荊州刺史度尙に降ったときには「降者數萬人」といわれるほどの規模になっていた（後漢書桓帝紀及び章注所引の東觀記・後漢書度尙傳）。またこのとき、卜陽・潘鴻らを渠帥として過去十年間活動していた桂陽の宿賊も度尙に降る（史料同上）

(33) 一六三　桂陽の盜賊李研ら郡縣を寇したが、零陵太守陳球に平定される（後漢書桓帝紀・同陳球傳）

(34) 一六五　荊州兵朱蓋ら征戍の役久しいのに財賞たらざるをうらみ、桂陽の賊胡蘭ら三千餘人とともに桂陽、零陵を攻め、數萬人に膨張したが、度尙の率いる軍勢に鎭壓される（後漢書度尙傳・同桓帝紀・同陳球傳）

(35) 一六五　勃海の妖賊蓋登ら太上皇帝を稱したが皆な誅される（後漢書桓帝紀）

(36) 一六六　廣陵の龍尙、沛國の載異とともに符書をつくって太上皇を自稱したが誅される（後漢書桓帝紀）

(37) 一六七　廬江の賊起る（後漢書桓帝紀）

(38) 一七〇　濟南の賊起り東平陵を攻める（後漢書靈帝紀）

(39) 一七二　會稽の妖賊許昭、句章に起兵し、父を越王とし自らは大將軍を稱し、一萬人の勢力となる。吳郡司馬孫堅は精勇千餘人を召募し、州郡に協力してこれを平定（後漢書靈帝紀・同臧洪傳・吳志孫堅傳）

(40) 一八〇　蒼梧・桂陽の猾賊相い聚り、零陵の郡縣を攻めたが、零陵太守楊璇に平定される（後漢書楊璇傳・資治通鑑漢紀靈帝の光和三年の條）

以上一應一〇件と數えると、うち(31)・(32)・(33)・(34)・(40)の五件が段階區分の指標とした江南地區において發生したものである。このなかには(32)の桂陽の宿賊のように一五〇年代から行動していたものもあるが、一六〇年代に至って江南地區の狀況は一段と惡化したと認められる。延熹九年（一六六）の詔は、

比歲不登、民多飢窮、又有水旱疾疫之困、盜賊徵發、南州尤甚〔（章注）謂長沙・桂陽・零陵等郡也、並屬荊州〕。（後

漢書桓帝紀）

とのべている。

これら一六〇年代に入って激發する江南地區の反亂はどのような特徴をもつであろうか。(32)の反亂のさい、中央から御史中丞盛修がつかわされ、「兵を募りて之を討つも剋つ能わず。豫章艾縣の人六百餘人、募に應ずるも賞を得ず。直ちに怨恚し、遂に反して長沙の郡縣を焚燒し、益陽を寇して縣令を殺す」という。これから見るに、さきに「賊」となった元農民も、それを討つために褒賞めあてで應募した農民もほとんど似たような窮狀にあったといえる。(34)の荊州兵も農民を徵發して編成したものだろうが、これについても狀況は同じである。これらの例により、第Ⅲ段階江南地區の農民たちはおしなべて窮乏化しており、單にかれらを招募・徵發しても、反亂を鎭定する力になるどころか、かえって擴大させる危險も多かったことがわかる。このため(32)の場合、度尙について「躬ら部曲を率い、與に勞逸を同じくし、廣く雜種諸蠻夷を募り、購賞を明設す」といわれるように、配下兵員の掌握に氣づかい、さらに蠻夷を招募して種族的對立を利用することまで必要だったのである。また(34)の場合には地元の軍事力だけでは平定できず「幽・冀・黎陽・烏桓の步騎二萬六千人」が投入されている。一方、江淮地區に屬する(39)の場合には、富春の豪族、吳郡司馬孫堅が現地において主體的に反亂鎭壓のための軍事力を編成して州郡に協力している。また、第Ⅱ段階江淮地區の(12)の募に應じて徐鳳を討った謝安もあるいは下邳の豪族であったかもしれぬことは前節でのべた。江南地區の反亂鎭定にさいしてはこのような組織者としての豪族は登場しない。江淮地區も全體としては、豪族の存在が一般化していたとは考え難いが、それにしても、討賊のための州郡の兵や應募者が賊化してしまうという事例はない。これらのことから見るに、第Ⅲ段階江南地區は極度の混亂狀態に陷ったというべきである。

このような第Ⅲ段階江南の混亂は何によるのであろうか。第Ⅰ・第Ⅱ段階の關東地區・江淮地區の混亂が、江南地區の負擔を強化したことが根本的な原因であろう。加えて、二世紀初頭から後漢帝國が下降期に入るにつれて、南方諸蠻夷の

離反があいつぎ、[16] これを鎮壓するために江南地區の農民の負擔が強化されたことが擧げられる。江南地區は江淮地區よりもさらに未開發の段階にあったから、とうていこの二重の負擔強化に耐えられるものではなかった。

それでは、この時期關東地區・江淮地區の狀況はどうであったか。まず、一八四年の蜂起以前の張角らの活動を示す二つの史料を見てみよう。

a、初鉅鹿張角、自稱大賢良師、奉事黃老道、畜養弟子、跪拜首過、符水呪說、以療病、病者頗愈、百姓信向之、角因遣弟子八人、使於四方、以善道敎化天下、轉相誑惑十餘年間、衆徒數十萬、連結郡國、自靑・徐・幽・冀・荊・揚・兗・豫八州之人、莫不畢應。（後漢書皇甫嵩傳）

b、先是、黃巾帥張角等、執左道、稱大賢、以誑燿百姓、天下繈負歸之、賜時在司徒、召掾劉陶告曰、張角等遭赦不悔、而稍益滋蔓、今若下州郡捕討、恐更騷擾、速成其患、且欲切敕刺史・二千石、簡別流人、各護歸本郡、以孤弱其黨、然後誅其渠帥、可不勞而定、如何。（後漢書楊賜傳）

bの楊賜が司徒の地位にあったのは、後漢書靈帝紀に依れば、熹平五年（一七六）一一月から翌年一二月までである。このときすでに楊賜は一八四年の事態を豫測し、憂慮したのだが、bの冒頭とaの「轉相誑惑すること十餘年の間」と記された部分から見れば、さらにそれ以前から張角らが活動していたことがわかる。またbの「流人を簡別し、各々本郡に護歸し、以て其の黨を孤弱し」というより見れば、張角らの勢力が大きく流民に負っていたこともわかる。當然、流民と化すまでには至らない大量の窮民も存在し、かれらの間にも支持者を得たであろう。江淮地區についても、蜂起の直前「大方馬元義等、先ず荊・揚の數萬人を收め、鄴より發するを期會す」[18] というを見れば、かなりの流民・窮民が發生していたはずである。第Ⅲ段階江南地區の混亂は、以前からの關東地區・江淮地區の混亂をさらに深刻なものにしたであろう。

後漢帝國はこれら關東・江淮の大量の流民窮民を賑恤し、再び農業生產の過程に復歸させる力を失っていた。張角らの敎勢が增大するのに對して「郡縣、其の意を解さず。反って角の善道を以て敎化するを言い、民の歸す所と爲る」[19] という

狀態は、地方官の認識不足というだけではなく、下降期第Ⅲ段階の後漢帝國の力量が忠實に反映されているのだとも解せる。現實の共同體機能を喪失してしまった專制國家＝後漢帝國は、破產農民の暴徒化の防止を妖巫張角の「敎化」に期待した。だが、張角もまた自己の敎えが單なる幻想でないことを示すことなしには、いつまでも大量の破產農民をつなぎとめておくことはできない。こうしてかれは「蒼天已に死す。黃天當に立つべし」とのスローガンを掲げ、現實政治のレベルにおいて、後漢帝國に代る共同體機能を回復した國家の再建を企圖するに至る。

おわりに

以上黃巾の亂以前の流民・窮民の反亂を考察することによって、中國東半の農業が二世紀初頭から段階的に北から南へと混亂地域を廣げてゆく狀況を見た。さらにそこから、黃巾の亂の性格を歸納した。單純な論旨であるが、多くの誤りを犯したのではないかと恐れる。大方の御叱正を切望する。（一九六七・一二・二〇）

註

① 本稿では異民族の反亂をのぞいて一〇〇年から一八四年の間に四〇件の反亂・妖賊・盜賊を數ええた。この四〇件は本文の叙述中で節の區切りに關係なくアラビア數字の一連番號で示すことにする（その下の漢數字は西曆紀元）。このうち(18)・(23)・(30)・(35)をのぞく三六件は漆俠等著『秦漢農民戰爭史』の一四九頁から一五三頁にかけての「各地農民起義簡表」に採錄されている。氏らの著書がなかったなら、拙い本稿も成らなかったはずである。まず註記して謝意を表する。また妖賊については志田不動麿「後漢時代の妖巫と妖賊」（『歷史敎育』一一卷六號）が事例を採錄しており、參考にしえた。

② 後漢書西羌傳。以下羌人の反亂について出典の註記していない引用文は、すべて後漢書西羌傳からのもの。

③ 後漢書西羌傳は「散叛」と記している。

④ 後漢書虞詡傳。

⑤ 資治通鑑漢紀順帝の建康元年の條に、武都太守趙忠のはたらきで「沖雖死、而前後多所斬獲、羌遂衰耗」という。晉書江統傳にも關係記事あり。なお、この羌人の反亂については、濱口重國「光武帝の軍備縮小と其の影響」（同氏著『秦漢隋唐史の研究』上卷所收）・上田早苗「巴蜀の豪族と國家權力――陳壽とその祖先たちを中心に――」（『東洋史研究』二五卷四號）參照。

⑥ 『後漢書』・『五行志』・『古今注』に同一事象が重複して記されている場合は、適宜いずれか一つを記した。出石誠彦著『支那神話傳說の研究』の三〇〇頁から三二三頁・四六四頁から四八五頁に古代中國の洪水・旱魃年表がある。天野元之助「中國古代史家の諸說を評す」（『歷史學研究』一八〇號）は出石氏の年表に依って、一〇年區切りで水旱害發生の頻度を表化している。それによると一〇〇年代・一一〇年代・一二〇年代・一三〇年代に水旱害が多發していることになる。本稿の水旱害年表は年代も限られており、その範圍内でも出石氏のものと異同はあるが、天野氏の指摘された傾向は正しいであろう。

⑦⑧⑨⑩⑪⑫ 後漢書安帝紀。

⑬ 後漢書王渙傳。

⑭ 後漢書虞詡傳。

⑮ 後漢書安帝紀。

⑯⑰ 後漢書順帝紀。

⑱ 勞榦「兩漢郡國面積之估計及口數增減之推測」（國立中央研究院『歷史語言研究所集刊』第五本第二分）による。氏が使っている後漢の郡國別口數は、本稿の段階區分では第Ⅱ段階にあたる永和五年（一四〇）のものである。

⑲ 本稿の關東地區とは、おおよそ淮河以北・函谷・大行山脈の麓以東をさす。後漢の州でいえば、冀・青・兗・豫州に徐州北半と司隸東部（河内・河南）を加えたあたり。ただし本地區の南界豫州汝南郡などは、次節でみる荊州南陽郡などと共通するところもあり、江淮地區の特色もあわせ持っている。

⑳ たとえば後漢書劉虞傳は「舊幽部應接荒外、資費甚廣、歲常割青・冀賦調二億有餘、以給足之」という。

㉑ 拙稿「後漢豪族の農業經營――假作・傭作・奴隸勞働――」（『歷史學研究』二八六號）參照。借貸については好並隆司「漢代の治水灌漑政策と豪族」（『中國水利史研究』一號）參照。

㉒ 川勝義雄「漢末のレジスタンス運動」（『東洋史研究』二五卷四號）は二世紀後半から「豪族の領主化傾向」が顯著になったとする。氏の黄巾の亂の性格規定と、本稿のそれとは必ずしも一致しないが、さしあたり氏の「豪族の領主化傾向」の指摘は參考になる。

㉓ 勞榦「前揭論文」參照。

㉔ 五井直弘「中國古代の灌漑――前漢の河内郡を中心として――」（『古代史講座』8所收）・木村正雄著『中國古代帝國の形成』第四章中の「C地區bにおける縣の置廢とその條件」參照。

㉕ 宇都宮清吉「漢代における家と豪族」（同氏著『漢代社會經濟史研究』所收）の註一〇一參照。

㉖ 後漢書劉植傳・同耿純傳參照。

㉗ 後漢書李章傳參照。

㉘ 後漢書夏馥傳參照。

㉙ 後漢書王龔傳參照。

㉚ 後漢書張酺傳參照。

㉛ 後漢書許楊傳參照。

㉜ 漢書平帝紀。

㉝ 後漢書陳蕃傳。

㉞ 後漢書臧洪傳。

㉟ 後漢書陶謙傳。

㊱ 本稿の江淮地區は一應淮河と長江にはさまれた地帶というほどの意味だが、長江下流域では、廣陵郡までなく、長江以南の丹陽・吳郡・會稽の三郡を含む。後漢の州でいえば荊州と揚州の北半と徐州南部である。勞榦氏の算出した人口密度についていえば、北端の南陽郡の四九・〇、長江南岸にかかる江夏郡の三・四の二つをのぞき、他の郡國は一〇内外から二〇以内である。また本地區は、木村正雄前掲著書のD地區にほぼ該當する。氏はD地區およびそれより南のE地區の特色を説明して「氣候が比較的濕潤で、その開拓は氏族や家族などというような小集團でも可能で、從って北シナのように、國家權力を背景とするような第二次農地はそれ程廣くは形成されなかった」（著書七七六頁）という。

㊲ 漆俠氏らの表は(11)・(12)を一三九年としている。後漢書滕撫傳には范容・周生・徐鳳・馬勉らの活動が一四四年から記されている。續漢書天文志中は一三九年來の火星の動向によって豫測されていたこととしつつ、一四一年の大將軍梁商の死とならべて「九江・丹陽賊周生・馬勉等、起兵攻沒郡縣」と記している。後漢書周舉傳によれば、梁商の遺言によって諫議大夫を拜した周舉が連年の災異に對處するための施策として「宜密嚴敕州郡、察彊宗・大姦、以時禽討」と上言している。周舉傳はこれにつづけて、「其後江淮猾賊周生・徐鳳等、處處並起、如舉所陳、時詔遣八使巡行風俗」という。この八使巡行は順帝紀によれば漢安元年（一四二）八月のことである。以上のことから周生（と范容）・徐鳳（と馬勉）は一四一年ごろから活動しはじめたと判定する。

㊳ 永和は一三六年から一四一年まで。資治通鑑はこの記事を永和六年（一四一）の條にかける。

㊴ 後漢書种暠傳によれば、この事件は順帝代梁冀が大將軍の地位にあったとき。とすると一四一年から一四四年の間に起ったことになる。

㊵ (28)と(29)に關しては、後漢書趙彥傳に「延熹三年（一六〇）、琅邪賊勞丙與太山賊叔孫無忌殺都尉、攻沒琅邪屬縣」とある。

㊶ (30)の襄城・昆陽は潁川郡に屬す故、一應荊州南陽郡のほうでなく、豫州潁川郡に地域區分しておく。

㊷ 西村元佑「漢代の勸農政策――財政機構の改革に關連して――」（『史林』四二卷三號）參照。

㊸㊹ 吳志步騭傳。

㊺ 後漢書滕撫傳。

㊻ 論衡自紀篇で、建武三年（二七）生れの王充は祖父について「祖父汎舉家擔載、就安會稽、留錢唐縣、以賈販爲事」という。

㊼ 吳志孫堅傳。

㊽ 西嶋定生「火耕水耨について――江淮稻作農業の展開過程――」（同氏著『中國經濟史研究』所收）參照。

㊾ 豪族と陂の關係については、たとえば南陽の樊氏と樊氏陂の例（後漢書樊宏傳・水經注淯水の條參照）。

㊿ これはあくまで一般的傾向を述べたのみである。陂のなかでも汝南の鴻郤陂のように大規模なものは國家の勸農機能の衰退につれて荒廢している。なお木村正雄前掲著書第三章中の「陂水灌漑事業の展開」參照。

(51) この形の記述は後漢書本紀全體で、ほかには本文で後述する永元七年（一一三）が一例あるのみ。なお變形としては質帝紀本初元年（一四六）の條の詔に「九江・廣陵二郡、數離寇害、殘夷最甚……（中略）……其調比郡見穀、出稟窮弱、收葬枯骸、務加理卹、以稱朕意」とある。

(52) 平中苓次「漢代の田租と災害による其の減免」（同氏著『中國古代の田制と稅法』所收）參照。

(53)(54) 後漢書張綱傳。

(55) 志田不動麿前掲論文ならびに大淵忍爾「中國における民族的宗教の成立」（同氏著『道教史の研究』所收）の註53參照。

(56) 後漢書滕撫傳。

(57) これは目下は筆者のたんなる論理上の推測にとどまる。

(58) (25)が起ったとき、兗州刺史第五種に對して從事衞羽は「太山險阻、寇猾不制、今雖有精兵、難以赴敵」（後漢書第五種傳）と述べている。

(59) ほかに後漢書朱穆傳・續漢書五行志三もこの災害を述べている。

(60) 木村正雄前掲著書の地域區分E地區の東半にほぼ相當する。勞榦氏の算出した人口密度に關しては、この地區では長沙一四・〇、豫章六・七、零陵一六・七、桂陽九・六の四郡をのぞいて、のこりの郡はすべて五・〇以下。

(61)(62)(63) 後漢書度尙傳。

(64) 江淮地區の反亂で「州郡兵」が討賊に動員された明證のあるものは(11)（後漢書順帝紀參照）と(15)（後漢書滕撫傳參照）。

(65) 後藤均平「後漢書所見越南三郡反亂記事小考（上）」（新潟大學『人文科學研究』三二輯）參照。

(66) 後漢書皇甫嵩傳。

(67) 資治通鑑漢紀靈帝の光和六年（一八三）の條。

(68) 後漢書皇甫嵩傳。